

進学塾クレア presents 第50回入間東部地区駅伝競走大会規定

- 1 参加者は、入間東部地区内（三芳町・富士見市・ふじみ野市）に在住又は在勤・在学する中学生以上の者であること。
- 2 1チームの編成は、正選手5名、控え選手3名、計8名とする。
- 3 選手1人の出走回数は、受持区間1回とする。
- 4 出走選手は、代表者会議で配付したゼッケンを胸部及び背部に四隅を止めて必ず付けること。たすきの色は、イエロー（三芳町）、エンジ（富士見市）、ブルー（ふじみ野市）とし、大会本部で当日受付時に配付する。
- 5 大会の受付は、大会本部で午前7時30分から午前8時までにチームの代表者が行うこと。
- 6 選手は大会本部で所定時刻までに出走手続きを行い、最終コール時に役員の点呼を受けなければならない。最終コール時に確認できなかった選手は失格とする。
- 7 スタート及び中継の方法
 - (1) スタート線における選手の配列は、前年度優勝チームを先頭とする。なお、その他の選手にあってはスタートの安全性を鑑み、部門ごとの自己申告により大会役員において配列するものとする。
 - (2) 中継点において、次区間の選手は中継線より進行方向に位置しなければならない。
 - (3) 競技の中継は、たすきの受け渡しによる。
 - (4) 中継線より進行方向20mの所に白線を引き、たすきは、中継線と白線との間で引き継がなければならない。ただし、道路上に事故等があってその区間引き継ぎができなかった場合は、審判長が成否を判断する。
 - (5) たすきは必ず手渡し、これを投げたり、落として次の走者に拾わせてはならない。
 - (6) たすきは、競走の全距離を通じて持ち運ぶこととし、たすきは必ず肩からかけて走る。走路員等が肩からかけていない競技者を見つけた場合には、競技を静止させ失格とする。
 - (7) 選手が2人以上接近して中継線に近づいた場合は、先頭のチームに属する者より左側から位置しなければならない。
 - (8) 大会時間を、1時間50分（午前9時～午前10時50分）と設定するので、時間内にゴールできない走者は大会役員等の指示に従って、競走を中止しなければならない。
- 8 代表者会議後の選手変更は認めない。ただし、正選手事故のとき、当該選手の受持区間内に限り控え選手を認め、大会本部の受付時間内に申し出て、許可を受けること。受付時間を過ぎての選手変更は認めない。許可を受けずに出走した選手及び当該チームは失格とする。また、全区間の走者が揃わないチームは失格とする。
- 9 選手は、指示がある区間を除き道路の左側を走ること。また、交差点では交差点の中心から右に出るはならない。ただし、走路員の指示に従う場合は、この限りではない。
- 10 選手が負傷及び体調不良等で走行不能となった場合の競技中止の判断は、審判長又は救急救命士が行い、審判長は当該チームの次区選手を区間の最後尾の走者と同時にスタートさせる。
- 11 選手が途中で競技続行不能となった場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とし、順位表彰から除外する。ただし、次区間以降の競技は赤たすきを使用してできるが、その区間の記録及び順位は無効とする。
- 12 競技中にトイレに行く場合は、必ず走路員に許可を受けること。コースに戻る時は、許可を受けた走路員に報告してから競技に参加すること。許可を受けずにコースを外れた選手及び後走者（バイク）より後ろを走っている選手は、その場にいる走路員によりただちに競走を中止とし、失格とする。
- 13 競技進行中の区間は、参加チーム関係車両（自動車、オートバイ、自転車等）の走行（伴走、選手の送迎）は禁止とする。
- 14 その他、日本陸上競技連盟駅伝競走基準（2015年3月修改正）を準用する。

競技注意事項等について

- 1 選手は、事前に健康診断を受けて参加することが望ましい。
- 2 コース上に1 km、2 km、3 kmの各地点に看板と線を表示する。
- 3 競技中に事故・怪我等生じた場合は、救護所で適切な処置を受けること。
- 4 参加選手は、事前にコースを確認しておく方が望ましい。
- 5 参加選手は、原則左側を走行すること。
- 6 車は、指定された場所へ駐車すること。なお、駐車台数に限りがあるので、各チームは最小限の車に対応すること。
- 7 スタートは、午前9時の時報で行う。
- 8 選手の掛け持ちは禁止とする。
- 9 競技者は、警察官等の指示があった場合は、走行の中断を含めて従うこと。
- 10 道路上でのウォーミングアップは控えること。
- 11 その他、主催者の指示に従うこと。

そ の 他

- 1 天候による中止の場合の問合せ先 ※ 連絡は午前7時以降にお願いします。
・三芳町役場 049-258-0019 ・富士見市役所 049-251-2711 ・ふじみ野市役所 049-261-2611